

目次

1. 設置の趣旨及び必要性	1
2. 研究科, 専攻等の名称及び学位の名称	4
3. 教育課程の編成の考え方及び特色	4
4. 教員組織の編成の考え方及び特色	10
5. 教育方法, 履修指導, 研究指導の方法及び修了要件	11
6. 教育課程連携協議会について	14
7. 施設・設備等の整備計画	14
8. 基礎となる学部との関係	15
9. 入学者選抜の概要	16
10. 取得可能な資格	17
11. 「大学院設置基準」第2条の2, 第14条による教育方法の実施	17
12. 社会人を対象とした大学院教育の一部を本校以外の場所（サテライトキャンパス） で実施する場合	18
13. 多様なメディアを高度に利用して, 授業を教室以外の場所で履修させる場合	18
14. 管理運営	19
15. 自己点検・評価	19
16. 認証評価	19
17. 情報の公表	20
18. 教育内容等の改善のための組織的な研修等	21
教職大学院（連携協力校等との連携・実習について）	22
1. 連携協力校等との連携	22
2. 実習の具体的計画	23

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 愛知教育大学大学院改革の必要性

愛知教育大学は、1873年に愛知県養成学校として創立され、以来、教育現場で活躍し続ける教員の養成並びに広く社会に貢献できる教養豊かな人材の育成に努めてきた。その間、1999年12月の教育職員養成審議会第3次答申「養成と採用・研修との連携の円滑化について」において、現職教員の資質向上に向けた研修の見直しや充実の必要性が指摘され、2001年11月の「今後の国立の教員養成系大学・学部の在り方について」（国立の教員養成系大学・学部の在り方に関する懇談会報告書）においては、より高度な専門性を有する教員の修士課程での養成と現職教員の受け入れが示唆されてきた。そこで、2008年4月の教職大学院制度開始時より入学定員50名で教職大学院を設置し、実践的な指導力・展開力を備えた修士課程を2019年3月末までに368名輩出してきた。

また、教育学研究科の各教科専攻においても、「**科実践研究」あるいは「**科授業研究」科目を開設し、より実践的な授業内容を加えてきた。しかしながら、下記に示す昨今の社会的背景を勘案した新たな改革が求められる時代が到来したことから、これまでの大学院教育の成果を踏まえ、学部教育との一貫性・系統性を保ちながら、より「開発的」、「実践的」、「協働的」な授業内容を中心としたカリキュラムを再編成し、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員の養成、地域や学校における指導的役割を果たし得る確かな指導理論と優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダーの養成、現代的な課題に対応する研究能力を有した専門職人材の養成などを目指した改革を行うものである。

1) 社会的背景

近年の急速な社会変化の中で、学校教育における課題の複雑化・多様化や学校を取り巻く環境の急激な変化により、教員養成においても新しい社会変化への対応が求められている。

2012年8月の中央教育審議会「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」（答申）において教職大学院の拡充方針が示され、それを受けた2013年10月の「大学院段階の教員養成の改革と充実等について」（教員の資質能力向上に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議報告）においては、国立の教員養成系修士課程の教職大学院への原則移行などによる教職大学院の整備・充実が求められ、主にこれらの答申等を大きな指針として国立教員養成大学・学部等における教員養成の充実・改善が進められてきた。

さらに、2017年8月の「国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書」（以下、報告書と表す）では、国立教員養成大学が我が国の学校教育全体の質の向上をリードすることが期待されており、教員養成に関わる修士課程専攻の教職大学院への移行や現職教員の教育・研修機能強化、教育委員会等との連携強化、地域や現代的教育課題の教育課題への対応などが求められている。

2) 愛知教育大学及び大学院の使命・役割と設置目的

「ミッションの再定義」の中で掲げている本学の使命は「教育委員会等との連携等により、義務教育諸学校に関する教員養成機能における広域の拠点的役割を目指すことを基本的な目標とし、教員養成機能の更なる強化に向けて質的転換を図り、我が国の学校教員の質の向上に貢献する」ことである。

よって、本学は、愛知県教育委員会（全ての市町教育委員会も含む）や名古屋市教育委員会と連携協定を結び、これまででも多くの現職研修及び教育支援を担ってきた。例えば、愛知県は、日本語指導を必要とする外国人児童生徒が全国最多であり、本学のリソースルームではボランティア派遣（2018年度は個別支援に125名で約1380回、集団支援に25回で延べ325人、土曜親子日本語教室22回で延べ234人の実績）やテキストの配付（幼稚園・保育園ガイドブック、小学校ガイドブック、中学校ガイドブックを5カ国語で作成）などの教育支援を行っている。

大学院修士課程については、「我が国の学校教育において必要とする教科指導力の在り方を踏まえ、従来の教科教育に関する領域を再構築し、実践的課題解決に資する体制を構築することにより、高度専門職業人としての教員を養成する。」と定め、特に教職大学院については、その特色や社会的な役割を下記のように明示している。

教職大学院では、愛知県教育委員会等との連携・協働により、学部修了者を対象として、より実践的な指導力・展開力を備え、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員の養成を行う。

また現職教員を対象として、地域や学校における指導的役割を果たし得る教員等として不可欠な確かな指導的理論と優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダーを養成する。

このため実務家教員と研究者教員のチーム・ティーチングによる授業を拡充したり、学校での実習を基礎とする授業科目を拡充したりするなどして、理論と実践を融合した教育の充実を図る。

2008年4月に開設した本学教職大学院は、愛知県唯一の教職大学院として、2つの領域（①学部直進者や社会人を対象とした、実践的指導力・展開力を備え、学校づくりの有力な一員となり得る教員の養成を目的とした「教職実践基礎領域」、②相応のキャリアを積んだ現職教員を対象とした、地域や学校において指導的役割を果たす現職教員の育成を目的とした「教職実践応用領域」）によって構成される教育実践研究科として設置された。設置後11年が経過し、2019年3月末までに368名の修了生を輩出している。

また、学部においては、2017年に現代学芸課程を改組し教育支援専門職養成課程（心理コース、福祉コース、教育ガバナンスコース）を新たに設置し、教員養成課程も含めたカリキュラム改革を行った。

以上のことから本学大学院では、「実践的なキャリアアップの場として位置付け、学校・地域及び教育関係諸機関との連携を活かしつつ、更なる学校教育の質的向上を図る」ことを目的とした教育研究を進めるため、“高度化推進”，“実践力向上”，“地域貢献力育成”をキーワードに、教職大学院には、①学校マネジメント、②教科指導重点、③児童生徒発達支援、④地域・教育課題解決の4コースを設置する。〈資料1〉

3) 愛知県・名古屋市が求める教員像と教職大学院が果たす役割

愛知県教育委員会及び名古屋市教育委員会は、教員の養成を担う大学等との共通認識の下、教員等が高度専門職としての職責、経験及び適性に応じて身に付けるべき資質・能力を明確化するため、本学から選出された委員を含めた協議会を組織し、それぞれ「教員育成指標」（以下、指標）を策定している。

例えば、愛知県の指標では、求められる教師像を明らかにするため、教員の成長段階に応じた4区分を設け、「資質・能力」は「愛知が求める教師像」を踏まえ、「素養」、「指導力」、「マネジメント力」の3区分となっている。

一方、本学では、2003年度から愛知県教育委員会・名古屋市教育委員会との連携組織を発足させ、新制度の展開を検討している。そのためには指標の具現化を図る新たな研修体制を構築することが必要となり、その一例が、概算要求「『学び続ける教員像』の確立に向けた研修体制・研修プログラムの開発 - 教育委員会・大学の連携強化による現職教員の再教育拠点づくり -」（2015～2020）である。これは、愛知県総合教育センターと名古屋市教育センターと連携して「学び続ける教員像」の確立に向け、新たな研修体制の構築と「中堅教員研修」の開発・実施を行うことを目的としたプロジェクトである。また、本学が、広域拠点型教育大学として展開するプログラムの開発・実施も目的としている。

ここで、3者の共通課題となった視点には、研修の「最適化」が挙げられる。研修における「大学知」の提供が、必ずしも教員養成の高度化に結び付くとは限らず、教員養成の高度化は、研修内容の「最適化」をもって為されるものと位置付けられた。これを実現するためには、研修受講者（教員）と実施者（教育委員会と大学教員）とで創発的な研修プログラムを試行していく必要があるとの認識が共有され、より体験的・探究的に学修することが期待されている。

そこで、本専攻の共通科目の設定にあたり、今次教育改革の政策的なキーワードを洗い出し、それらに対応する科目や society5.0 に対応する科目を位置付けた。また、共通5領域には、各領域に必修科目

を位置付け、選択科目も多くを置くのではなく厳選した5科目から3科目の選択とし、本学で学修する大学院生の共通の基盤づくりができるようにした。また、本学独自の必修科目として、「地域教育課題に取り組む体験プログラム開発」では、5名程度の小グループで課題を設定し、大学内に留まらず体験的・探究的な活動を通して、単元開発を目指すという創造的な科目を設定している。

4) 研究科を一本化する理由

本学の教職大学院は、設置時より教育学研究科とは独立させた教育実践研究科として運営を行ってきた。また、修士課程においても教科領域をはじめとして、教職大学院とは別の研究科として教員養成を行ってきた。しかしながら、前述のような背景の下、教職大学院において実践的な教科領域の教育を導入し、学部と一貫性のある教育を促進していく必要が生じたことを踏まえ、新たな修士課程においても教育支援にかかる高度専門職業人を養成するための実践的科目を配置するべきと考えた。そこで、体験的・探究的な科目を設置し学校における諸課題の解決への対応と学校における教職員の高度化を図るために、研究科を一本化して学部と大学院との接続による教員養成大学の特性を活かした教育学研究科へ改組する。

異なる専攻の学生が、地域の現代的教育課題の解決について議論し、共に学ぶ「地域協働と学校間連携」などの科目を設置することで、単独の専攻よりも発展的な学習が可能となることから、研究科を一本化して設置する。さらに、修了要件単位となる自由科目については、他専攻の科目も履修できるようにすることで、より幅広い知識を得ることができるようにする。

(2) 育成する人材像

教職大学院のディプロマ・ポリシーは次のとおりである。

教育学研究科専門職学位課程教育実践高度化専攻（教職大学院）では、規定の年限在学し、かつ、所定の単位を修得し、以下のような資質や能力を獲得するとともに、必要な指導を受けて課題実践報告又は実習ポートフォリオ報告を作成し、その審査に合格した人に「教職修士（専門職）」の学位を授与します。

- ◎理論と実践を往還させ、新たな学びをデザインすることができる力
- ◎広い視野を持ち、社会の変化に伴って生じる現代的な課題に柔軟に対応できる力
- ◎高度な専門性を有し、幅広い分野で指導性を発揮することができる力
- ◎組織の一員として協働関係を構築し、地域社会等との連携を円滑に進めるためのマネジメント力

本学の教職大学院が特色として打ち出す養成したい教員像は、各コース以下のとおりである。

① 学校マネジメントコース

現職教員を対象として、学校ビジョンの具現化、家庭・地域等との連携・協働ができ、教職員理解・評価、研修等で理論と実践の融合を図ることができる学校経営力、カリキュラム・マネジメントに長けたリーダー

② 教科指導重点コース

現職教員及び学部直進者を対象として、それぞれの学校種と教科に応じて、その特性を活かした教材・授業を開発し、実践することができる人材

③ 児童生徒発達支援コース

現職教員及び学部直進者を対象として、子どもの心身の発達を多面的に捉え、個に即した問題解決力を備え、学校組織内外の専門スタッフと連携・協働を進めることができる人材

④ 地域・教育課題解決コース

現職教員及び学部直進者を対象として、地域固有の諸課題や現代的教育課題の解決のために、高度な専門的知識と実践的指導力を身に付け、行政機関や社会福祉機関等の関係機関と連携協働する力を有し、地域に貢献することができる人材

※教育研究上の数量的・具体的な到達目標

本学の第3期中期計画において、教育に関する目標を達成するための措置として、教職大学院の修了者の教員への就職率95%を達成することを目標としている。

2. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

(1) 研究科、専攻等の名称

教職キャリアの各段階に応じた“実践的指導力”，“教育課題解決力”，“地域固有課題対応力”などの教職専門性の高度化を目的とすることから、

「教育学研究科 教育実践高度化専攻」【Program for Advanced Education Practitioners】とする。

(2) 学位の名称

教職修士（専門職）【Master of Education for Teaching Practitioners】とする。

3. 教育課程の編成の考え方及び特色

1) カリキュラム・ポリシー

教職大学院のカリキュラム・ポリシーは次のとおりである。

愛知教育大学は、広域の拠点的役割を果たす教育大学として、人間理解と真理探究に努め、教育が直面する現代的課題への対応力を有し、子どもたちの未来を拓くことができる豊かな人間性と確かな実践力を身に付けた専門職業人の養成を使命としています。

この使命を達成するために、教育学研究科専門職学位課程教育実践高度化専攻（教職大学院）では、自らの教育実践を理論に基づき振り返ることができる実習を教育課程の中心に置くことにより、理論と実践の往還を持続的に発展させていくことを基本的な教育方法とし、以下の科目等で教育課程を編成・実施します。

◎カリキュラムデザイン、道徳教育、特別支援教育など今日的な教育課題を探究する「5領域」の共通科目

◎経験の省察を基に、新たな教育を創造することのできる力を養う「体験プログラム開発に関する領域」の共通科目

◎各コースの内容を横断的に学ぶ「コース共通専門科目」

◎各コース・各系の専門性を高めるための「専門科目」

◎理論と実践の融合をはかるための課題実践実習、教師力向上実習等の「実習科目」

◎学びの集大成である「実践研究報告書」につなげる課題実践研究の科目

2) 科目区分の設定

このカリキュラム・ポリシーに基づき、設計したカリキュラム全体の構成は、次のとおりである。

教育学・心理学などの教育科学系の専門性を活かした共通5領域科目(16単位)に加えて、大学独自領域「体験プログラム開発に関する領域」(2単位)を教職大学院全体の共通科目として置き、さらに各コ

ース共通科目でデザインされた科目群を基盤として、専門科目関連（10単位）の学修、及び理論と実践を融合・往還する学校実習（必修10単位）を置き、その集大成として実践研究省察に関する科目（4単位・実践研究報告書作成）を位置付けるなど、教育課程の編成は体系的なカリキュラムとした。

自由科目（4単位）は、教職大学院、及び教育学研究科の全てのコースから、専門的関心に応じて履修する科目群であり、例えば、実践力を向上したい院生の場合、規定の必修の実習10単位に加えて、さらに実習科目を選択できるデザインとなっている。**〈資料2〉**

3) 教育課程構成の考え方と各コースのカリキュラムの特色

本教職大学院の設置の趣旨及び養成する教員像を実現するため、教職実践の「理論と実践の融合・往還」を主要テーマに据えながら、「21世紀型能力」を身に付けさせる専門的な授業力、「豊かな人間性」を育成する生徒指導力・学級経営力、及び学校マネジメント等による学校組織の活性化を図る資質・能力を獲得することを目的に、教職大学院で指定されている共通科目5領域（必修5科目・選択6科目の計16単位）、及び大学独自の領域（必修2単位）を設定している（合計18単位）。

第一の特長として、「共通専門科目カリキュラム（5領域と大学独自領域）の特長として、「理論と実践の融合・往還」をより深く学ぶ観点から、まずは共通科目の授業科目と中教審答申及び新学習指導要領等のキーワードとの関係性を踏まえつつ、授業科目名、及びその学修内容を開発した点に特色がある。さらに、Society5.0で描かれる社会像を見据え、そこで求められる人材像や学びの在り方の具体を理解し、その人材育成や学習指導を行う方策も実践的に学修する。〈資料3〉

なお、共通科目の履修により、修得させるべき資質能力として設定する目標は別紙のとおりである。

〈資料4〉

第二の特長として、大学独自領域の「体験プログラム開発に関する領域」では、本学が「広域拠点型教育大学」である立場を踏まえ、愛知・東海地方における地域貢献の教育力（ローカル性）と、その延長上にある発展的・国際的な教育力（グローバル性）を養成するものとして、「地域教育課題に関する体験的プログラム開発」を設置した。〈資料5〉

第三の特長として、教育科学系（教育学・心理学・特別支援など）の専門性を活かし、共通科目カリキュラムをはじめ、4コース科目群を包含・支援するカリキュラムデザイン上の工夫がある。また、「課題実践研究（4単位）」科目を各学期に配当し「理論と実践の融合・往還」に取り組む具体的な方策とした。教職大学院においては、実践力（教師力）を向上することが大前提ではあるものの、実践を改善するアイデアを理論的に整理する能力、同時に、構築した理論を新しい実践場面で応用する能力、あるいはそれを他者へ伝達・説明する能力等は、極めて重要な能力である。

授業内容・方法については、模擬授業、ロールプレイングといった形態も取り入れ、具体的実践例を前提に理論の修得に努め、理論や実践スキルの必要性及び意味付けを行う。

今日的な教育課題を探究する「5領域」の共通科目と新たな教育を創造することのできる力を養う「体験プログラム開発に関する領域」を履修した上で、各コースの内容を横断的に学ぶ「コース共通専門科目」、各コース・各系の専門性を高めるための「専門科目」を学ぶ。さらに理論と実践の融合を図るための課題実践実習、教師力向上実習等の「実習科目」を経て、学びの集大成である「実践研究報告書」につなげるなど各コースの専門科目と共通科目との内容上の関連性・体系性に配慮した。

① 学校マネジメントコース

スクールリーダー育成系は、法的マインドを持つ管理職育成を目的として、多様なリーダーシップ論に焦点化しつつ、人的・財政的な組織マネジメントや、マスコミ対応を含めた危機管理、学校・人事評価などを学修する。また、ミドルリーダー育成系は、各学校のカリキュラム・マネジメントを推進するために、学年・学級マネジメント、及びカリキュラムリーダーシップ等を踏まえながら、組織開発、教師の職能育成の在り方等を中心に学修する。

② 教科指導重点コース

カリキュラムの特長としては、教科教育の本質である教授方法・教育課程論、及び教科内容学を反映させた教材開発論に加え、各教科の固有性と共通性を活かす観点からコース共通専門科目、系共通科目を設定している点である。これら共通課題を踏まえ、各系・教科教育の強み（固有性）を深化発展させ、さらには大学で学んだ内容を学校現場における実習で実践し、「省察に関する科目（ゼミ）」により、より高度な専門性を身に付け、実践報告につなげていく。

なお、「教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて」（2017年8月 国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書）において、「教科専門と実践性を担保した教科教育を融合し、教職教育も含む教員養成学に相当する学問分野を作ることが必要との声が高まっている」との指摘がある。

本学では、すでに博士課程共同教科開発学専攻（以下「博士課程」という。）において、この指摘に対応するような「教科教育」と「教科専門」を体系的に融合した、教育論・教育内容論・教材論という3つの基本軸からアプローチする「教科学」に関する教育・研究を行っている。

この度設置する教育実践高度化専攻においても博士課程と同様に、「教科学」の観点からT.T.などによる指導を行うとともに、オムニバスによる講義については、教科教育と教科内容の担当教員間での個別の連絡調整だけでなく、必要に応じて教職専門の担当教員も含めた各授業の進捗状況を確認する場として教育実践高度化専攻会議の授業運営委員会を活用するなど、教員間で密に連携できる環境を整備する。

③ 児童生徒発達支援コース

カリキュラムの特長は、コース共通専門科目として、ケーススタディやフィールドワークを行い、学校現場において包括的な教育・支援を学ぶカリキュラムにデザインされた点である。特に、子どもの「学習面」、「心理・社会面」、「進路面」、「健康面」の多様な教育課題を総合的に教育・支援し、現代的な教育課題に対応できる高度な実践的指導力・学級経営力、「チームとしての学校」の理念の下、学校内外の専門家と協働できる実践的指導力を学修する。

④ 地域・教育課題解決コース

カリキュラムについては、外国人児童生徒支援系、科学・ものづくり推進&ICT活用教育推進系はこれまで本学が重点的に取り組んできた実績を基にカリキュラムを開発した点に最大の特長がある。これまでの活動実績・経験を生かし、単なる机上の知識だけではなく、多様な実習活動を前提とした学校現場や地域社会において展開する実践活動を重視した包括的・総合的な教育カリキュラムを編成し、これを学修する。

4) 実習について

本学教職大学院における実習は、学部における教育実習と異なり、定められた到達目標に基づき、事前に学生自身が研究テーマや目的・内容・方法を明確にした計画書を作成し、実習に臨む。また、実習の事後においては、計画書と実習の内容を踏まえた省察を行う。

この実習により、大学院と実習校の往還、理論と実践の往還を通して、実践的指導力と教育課題解決力の育成・向上を目指している。なお、現職教員と学部直進者・社会人とは、到達目標が異なることから、それぞれの実習のねらい、内容等について設定している。

<現職教員対象>

現職教員の学校実習においては、これまでの教職キャリアを省察し、現任校の教育実践の課題を探索する中で自己の研究テーマを設定し、理論を基に、課題解決のための計画を立て、実践に取り組む。各

自がテーマとするカリキュラム開発や教科指導、学級経営・生徒指導・教育相談・道徳教育等の他、学校経営などについてより専門的・実践的・具体的な解決方法の企画立案や、必要な理論化に関わる課題解決力や諸能力の向上を図る。

また、若手教員の育成や校内研修・研究の推進に関する実習を通して、自らの実践を相対化し、応用力をさらに高めるとともに、自らの実践知を理論と融合させることによって、専門性、資質能力、指導力の向上を図りミドルリーダーの育成を目指すものである。

1年次 9月～10月	2年次 5月～8月		2年次 9月～10月
課題実践実習C	課題実践実習	課題実践実習A	課題実践実習B
研究テーマの 実践研究	研究テーマの 実践研究	若手教員育成	校内研修・研究 企画立案・運営
10日間(2単位)	270時間(6単位)	5日間(1単位)	5日間(1単位)

※必修10単位であるが、実習免除が適用されることもある。

ただし、一定の教職経験のある学生については、実習免除に関する特例措置を認める。以下の審査基準により、教職実践成果を評価した上で教職経験を考慮し、本人の申請に基づき、大学の判断で次の範囲内の単位数について免除可能とする。

<審査基準>

授業実践、学級経営、学校経営の3分野の中の一つに関する現状と課題・方策等について、課題レポート及び裏付け資料としての実践(授業)記録物を通して考察させ、実習免除を相応する能力や実践を、次の観点から確認する。

- 設定課題についての専門的基礎知識の修得度、課題との取り組む方策の理解度
- 設定課題に関する取組を基に、実践力向上への考察や一般化・応用展開への視点等の的確さ

<教職経験年数と免除可能単位数の上限>

- 教職経験10年以上；実習科目10単位の免除
- 教職経験8年以上；実習科目8単位の免除
- 教職経験6年以上；実習科目6単位の免除

<学部直進者・社会人対象>

学部直進者・社会人の学校実習においては、学部教育や教育実習で得た学校教育活動に関する基礎的な理解を更に充実・発展し、実践的な指導力の強化を図るという観点から、課題を明確に意識して一定期間、継続的に学校教育活動に参加するものとする。学部直進者・社会人の学校実習は4段階の実習を通して、実践的指導力と教育課題解決力の育成を図る。

まず、学部教育や共通科目での学びを基に試行的実践を通して課題を見出す段階、次に継続的な学校教育活動に参加することにより学校や児童生徒、地域等の実態を踏まえ、課題を見直しのテーマを把握する段階、そして継続的に学校教育への参加・実践に取り組むことで自身の実践的指導力の向上とともに課題をより明確で実践的なものへと深化とさせる段階、最後に実践と理論に基づいた実践への取組を通して、自身の実践的指導力の充実を図るとともに、実践研究の成果と課題を総合的に捉える段階である。

1年次 9月～11月	1年次 11月～3月	2年次 5月～7月	2年次 9月～11月
教師力向上実習I	教師力向上基礎実習	教師力向上実習II	教師力向上実習III
試行的実践と 課題の見出し	実習校の実態把握と 課題の見直し	実践的指導力の向上と課 題の深化	実践的指導力の充実と課題 の実践研究
10日間+5日(3単位) (必修)	10日間(2単位) (選択)	10日間(2単位) (必修)	4週間+5日(5単位) (必修)

5) 特色あるプログラムの実施

① 小学校教員免許取得・中学校教員免許取得プログラム

学部での免許状未取得者を対象に、教職大学院に在学しつつ、その履修と併行して学部の教職科目を履修することを目的に設定された長期在学コースである。これまでの教職大学院でも小学校免許取得コースは開設されていたが、新しい教職大学院では中学校免許取得コースも開設する。

本コースでは、通常の大学院の履修とともに、小・中学校教員免許の取得に必要な学部の科目を履修することができる。教職大学院の教育研究と同時に小・中学校教員免許を取得するためには、通常よりも長い修業期間が必要となるので、このコースの学生には長期在学制度を適用して修業年限を3年とする。またこのコースの大学院を修了することにより、教職修士（教職大学院）の学位とともに、小・中学校教諭専修免許を取得する資格を与える。授業料については所定の修業年限(3年)相当の授業料を納付する。

② 附属学校教員特別修学プログラム

附属学校教員特別修学プログラムは、共通科目やコース専門科目について、TV会議システムを利用した遠隔講義システムや集中講義による授業を行い、学生の利便性を図るとともに、附属学校教員用科目として、学校現場で行われている実践研究活動（研究協議会や教育実習生への指導など）に対応した授業科目を開講する。実習免除に関する特例措置（審査基準については前頁に記載）などにより、通常ゆ、通学が必要とされる授業期間においても通学せずに修了できる学修環境を整える。これは本学附属学校教員にのみ適用されるプログラムとする。なお、附属学校教員用科目「公開授業のための教材研究・授業研究A～C」、「教育実習指導の理論と実践」については、修了要件単位に含まれる。

遠隔講義は、TV会議システムを利用したリアルタイムでの授業であり、かつ各教室等には複数名の受講者がいるため、質問や討論を行うことが可能である。また、附属学校教員特別修学プログラムでの受講者とその他の受講者が合同で学ぶため「協働的な学校マネジメントの在り方」、「地域協働課題に関する体験プログラム開発」などの科目で配当時期に考慮する。

附属学校教員専用科目については、大学教員が附属学校にてフィールド型演習授業として、教材研究・授業研究の指導を行う科目であり、実践の理論化、理論に基づく実践を体現する科目となる。

実践研究省察科目の指導方法については、個別指導が中心となるため、スカイプや大学教員の附属学校訪問時を活用することとし、探究省察活動を円滑に進めるため各学期に配当している。

以上の方策により学びの質保証を担保し、教職大学院にふさわしい理論と実践の往還を進める。

〈資料6〉

③ 愛知教育大学学部直進者特別修学プログラム

本学の学部直進学生のうち、6年一貫教員養成コース（注1）、アドバンスト・サイエンスコース（注2）のGPA3.0以上の成績優秀者で教職大学院への進学者には、「学部直進者学生特別修学プログラム」（以下、特別修学プログラム）を適用することができるものとする。特別修学プログラムとは、教職大学院入学前に、教職大学院開設科目の一部を履修できるように編成する（注3）とともに、入学後も特別に編成したカリキュラムにより授業を履修できるプログラムである。

特別修学プログラムは、次のステップを経るものとする。

〈第1ステップ（教職大学院入学前、学部4年次）〉

学部在籍期間中に教職大学院開設科目から10単位を上限として履修する。その履修結果により、合格に該当する場合は、履修証明の形で一旦単位は保留されるが、専門職大学院基準第28条（入学前の既修得単位の認定）により、大学院入学後に正式な単位として認定する。10単位相当の単位認定は、規定の修了要件の総単位数45単位以上の2分の1を超えない範囲内である。

〈第2ステップ（教職大学院第1学年）〉

第1ステップにより、教職大学院開設科目の10単位相当を履修済みであり、また、教職大学院の入学資格として1種教員免許状を保有している者であることを条件としているため、実習科目10単位の内8単位の履修を第1学年の前期並びに後期に行うことができる。この科目のほか、学生は第1学年に残りの必要単位（18単位相当）の科目を履修する。

＜第3ステップ（教職大学院第2学年以降）＞

第1学年在学中に受験した教員採用試験の結果により、学生から教員となる旨の届け出があり、併せて長期履修制度の申請があった場合、大学は学生の長期履修を認める。これにより、学生の修業年限が4年（残り3年間）となる。

長期履修が認められた学生は、残りの3年間に、大学院修了に必要な単位（10単位相当）を履修する。ただし、この際、以下に示す特別修学プログラムで指定された科目を必ず履修しなければならないものとする。

－特別修学プログラム指定科目－

A. 実践研究省察科目「課題実践研究Ⅲ・Ⅳ」（各1単位、2科目2単位）

この科目は実践研究報告書につながるものであり、指導教員との課題解決型の実践授業を実施することができる。

B. 共通科目「3. 生徒指導及び教育相談に関する領域」内の選択科目「生徒指導・相談活動の実践的な進め方」（1科目2単位）

子どもの抱える諸課題に直面した場合、どのように児童・生徒を教育・支援したら良いのかを実践的に学修することができる科目である。

C. 「児童生徒発達支援コース」の「生徒指導・教育相談系」の専門科目（4科目の中から2科目選択）

4科目は、「生徒指導と教育臨床の理論と実践」、「キャリア発達支援の理論と実践」、「子どもの支援と社会的包摂」、「学級経営の深化と発展」であり、B同様に児童・生徒の教育・支援について実践的に学修することができる科目である。

D. 実習科目(下記のとおり)

2年次以降は勤務校において理論と実践の往還が可能な学習環境を確保し、定期的に本学教員が大学院生の勤務校を訪問し指導する。

大学院2～4年次	1年次 5月～7月	1年次 9月～11月
教師力向上実習Ⅰ	教師力向上実習Ⅱ	教師力向上実習Ⅲ
学修を通して確立した理論の試行的実践による見直しと新たな課題の見出し	実践的指導力の向上と課題の深化	実践的指導力の充実と課題の実践研究
10日間+5日(3単位) (必修)	10日間(2単位) (必修)	4週間+5日(5単位) (必修)

これらのステップを経た上で、教職大学院における授業と学校での実践を総括して振り返り、自らの実践研究を省察し、「実践研究報告書」を作成・提出し、それが認定されることで、修了要件を満たす。

(注1)2006年に設置。学部3年次からこのコースに入り、学部と大学院を一貫し履修する教育課程を編成したもので、質の高い教員を養成する全国初の試みとしてスタート。

(注2)2017年から高校教員を目指す数学専攻・理科専攻の学生に対し試行的に実施。学部段階から大学院進学を視野に入れてカリキュラムを編成するコース。

(注3)単位認定は、「6年一貫教員養成コース学生の履修に関する留意事項」（2008年11月28日制定）に準じて、「4年次において、大学院(教育学研究科)において開設する授業科目を10単位まで履修することができる。（「愛知教育大学教育学部教育課程に関する規程」第40条の2第2号による）。ただし、単位認定は大学院進級(進学)後とする。」を適用する。

4. 教員組織の編成の考え方及び特色

教育実践高度化専攻（教職大学院）では、教職専門性の高度化を目指し、実践的指導力、教育課題解決力、地域固有課題対応力をキーワードに、「学校マネジメント」、「教科指導重点」、「児童生徒発達支援」、「地域・教育課題解決」の4コースを設定した。学生は各コースのいずれかの系に所属することから各系の教育責任を明確にするため、専任教員を配置する。入学定員120名、特定の10教科、幼児教育、特別支援教育、養護教育を含んだ条件により、専門職大学院設置基準上必要となる専任教員数37名以上を上回る一覧の47名である。

専任教員の担当コース一覧

共通科目	*伊藤幹夫、*山田浩一、*野木森広、*杉浦美智子、*大岩良三、田中清美、☆野平慎二、竹川慎哉、中山弘之
学校マネジメントコース	スクールリーダー育成系：☆*倉本哲男 ミドルリーダー育成系：磯部征尊
教科指導重点コース	言語・社会科学系 ☆*加納誠司、西野雄一郎、☆*丹藤博文、砂川誠司、 ☆*近藤裕幸、真島聖子、☆建内高昭、*松井孝彦、 理数・自然科学系 ☆山田篤史、☆飯島康之、 梅田恭子、斎藤ひとみ、☆大鹿聖公、☆平野俊英、 造形・創造科学系 ☆新山王政和、☆國府華子、 ☆青木香保里、☆富山祥瑞、杉林英彦、☆*森勇示、 ☆上原三十三、*鈴木一成、☆*本多満正
児童生徒発達支援コース	生徒指導・教育相談系：☆*鈴木健二、川北稔、中井大介、片山悠樹、 幼児教育実践系：☆新井美保子、林牧子、 養護教育実践系：☆*浅田知恵、山田浩平、 特別支援教育実践系：☆吉岡恒生、*小倉靖範
地域・教育課題解決コース	外国人児童生徒支援系：川口直巳 ICT活用・科学ものづくり推進系：☆松永豊、☆岩山勉

（注：☆教授、*実務家）

上記の学内専任教員の実務家教員の割合は36.2%となり、さらに、附属学校との連携による研究・教育の推進のため、附属学校校長、教頭である6名を実務家のみなし専任教員として配置し、実務家教員の割合は43.4%となる。

実務家教員のうち、みなし専任教員3名、人事交流での専任教員2名は愛知県及び名古屋市教育委員会からの推薦であり、連携により教育内容・方法の改善や指導体制の充実を図っている。

次に、本学は教員養成の目的大学であり学部との一貫性確保のためにも全学体制の教職大学院とすることから112名を兼任教員とする。

今回の、大学院改組により教職大学院の定員が増加するため、専任教員と兼任教員については、修士課程から異動することとなるが、従前の修士課程の研究業績審査に加えて、研究者教員であっても教育活字業績が、専任教授で7編、専任准教授で5編、専任講師・助教で3編、兼任教員（授業担当）で2編あることを基準とし、かつ学校現場での教育実践や指導・助言等の経験を有することを条件とし学内審査を行い、高度な専門的・実践的な力量を備えた教員、知見を理論化していくことを可能とする教員を配置する。〈資料7〉

教育上主要と考える共通5領域、コースの全体を知る上で重要な「コース共通専門科目」と実践の場を指導する「実習科目」は、原則として専任教員が担当し、主担当教員として実務家教員の配置のない地域・教育課題解決コースの専門科目では、実務家の兼任教員による授業担当科目を開講する。

教員の年齢構成については、30代2名、40代17名、50代22名、60代6名の教授22名、准教授18名、講師7名のバランスの取れた教員構成であり、大学院全体の教育研究水準の維持、向上、活性化と教員組織の継続性についても問題はない。

5. 教育方法, 履修指導, 研究指導の方法及び修了要件

1) 標準修業年限, 修了要件

標準修業年限は2年とする。なお, 学生の経歴や専攻分野の特性により, 履修コースとして1年の短期履修コースを設定する。

修了要件は, 2年以上在学し, 各コース及び各系の定める科目別履修単位数の計46単位以上を修得し, 教育実践研究報告書の審査において合格しなければならない。〈資料8〉

なお, 学生が本教職大学院の入学前に, 科目等履修等によって本教職大学院の単位を修得している場合や他の教職大学院において共通科目や専門科目に相当する授業科目の単位を修得している場合については, 22単位を超えない範囲内で, 修了要件に算入することを可能とする。既修得単位の認定については, 本人の申請を原則とし, 教育上有益と認める場合に限る。

【短期履修コース】

修学休業制度を利用する現職教員等で, 10年以上の現職経験を持ち, 1年間教職大学院の授業に専念できる者を対象とし, 短期履修コース(1年修了コース)を設定する。なお, 本コースでは, 十分な現職経験を有することから実習科目を免除することにより1年での履修が可能である。免除の審査基準は以下のとおりである。

<審査基準>

授業実践, 学級経営, 学校経営の3分野の中の一つに関する現状と課題・方策等について, 課題レポート及び裏付け資料としての実践(授業)記録物を通して考察させ, 実習免除を相応する能力や実践を, 次の観点から確認する。

○設定課題についての専門的基礎知識の修得度, 課題との取り組む方策の理解度

○設定課題に関する取組を基に, 実践力向上への考察や一般化・応用展開への視点等の的確さ

2) 履修指導の方法

本教職大学院は, 原則として研究者教員と実務家教員とが連携して, 教育課程全体の構成・運営に責任を持つとともに, 学内兼任教員(授業担当者)が教育課程に加わり, 授業科目や実習指導を担当する。研究者教員は実践の理論化を, 実務家教員は理論の実践化を図る視点を持って教育活動にあたるが, 学生各自の教育課題に基づき課題解決に向けた学修を支援する教育活動が重要である。特に以下の履修の工夫により, 一層の効果的な学びを実現する。

① 共通科目における履修指導の工夫

いずれの授業においても研究者教員と実務家教員がペアを組んで, その内容に応じて事例研究やフィールドワークなどを取り入れた授業を行う。

また, 学生定員120名であるので, 共通科目であっても臨機応変にクラス編成を行う。教員と学生とが近い距離で自由に討論を繰り広げる中で, 自ら主体的に考え, 行動する力を養う。そのための授業形態としては, 現職教員と, 学部卒学生を混在させてのクラス編成にし, その中でグループ討議, 現職教員による実践事例を中心とした事例研究, などを行うこととする。

とりわけ, 第6領域の「地域教育課題に関する体験的プログラム開発」では「プログラム開発」を目標に, いくつかの地域の教育課題に即した単元を構想する。そのために, 120名の学生が5つ程度のテーマに分かれ, 理論と実践事例をワークショップ形式で学修する。この指導にはテーマ毎に複数の教員が入って指導することになる。このような少人数授業も用意される。

② 実践研究省察科目における履修指導の工夫

専門科目のうち、授業科目と学校実習の学修成果を融合・往還させるリフレクションの機会を設けるために、各学期に「課題実践研究（1単位）」を必修科目として配置している。ここでは、指導教員により、共通科目・専門科目を通して得られる理論知と、学校実習による実践知とを融合・往還させ、学生の研究課題を深化させる。

③ 実習科目における履修指導の工夫

実習科目は、教科指導や生徒指導、学級経営等の課題や問題に関し、自ら企画・立案した解決策を学校において実験的・実証的に体験・経験することにより、自ら学校における課題に主体的に取り組むことのできる資質能力を培うものである。原則として、指導教員が2週間に1回は実習校に訪問し、連携する実習校の管理職からの指導も委嘱し、複数で指導する体制とする。

3) 登録単位数の上限

各学年における登録科目の単位数の上限は、34単位とする。ただし、研究科長が、修学上必要があるとして許可した場合はこの限りではない。

4) 厳格な成績評価の方法等

成績の評価にあたっては、評価の厳正さを保つために、共通科目では必ず複数の教員で担当し、複数の評価者により総合的に判断して、最終的な評価を行う。基準は多元的なものとし、期末テスト・中間レポート・授業中の発言などの評価の方法と基準についてはシラバスで予め示しておく。

5) 標準学生の履修形態 (2020 年度入学者の例)

配当年次は以下のとおりとし、1 年次前期は共通科目を中心に履修し、後期は専門科目、さらに 2 年時においては実習科目が中心となり、在学期間をとおして課題実践研究を系統的に履修する。

科目区分ごとに必修、選択等の科目数、単位数について次のとおりである。

コース	対象学生	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
学校マネジメントコース	現職教員	1 年	共通 9 科目 18 単位 課題実践研究 I 1 単位						専門 5 科目 10 単位 課題実践研究 II 1 単位 課題実践実習 C 2 単位					
			自由科目 ※											
	2 年	課題実践研究 III 1 単位 課題実践実習 A 1 単位 課題実践実習 6 単位						課題実践研究 IV 1 単位 課題実践実習 B 1 単位						
		自由科目 ※												

※その他自由科目を 4 単位履修する必要あり。

コース	対象学生	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
教科指導重点コース	現職教員	1 年	共通 9 科目 18 単位 課題実践研究 I 1 単位						専門 5 科目 10 単位 課題実践研究 II 1 単位 課題実践実習 C 2 単位					
			自由科目 ※											
児童生徒発達支援コース		2 年	課題実践研究 III 1 単位 課題実践実習 A 1 単位 課題実践実習 6 単位						課題実践研究 IV 1 単位 課題実践実習 B 1 単位					
			自由科目 ※											
地域・教育課題解決コース	学部直進	1 年	共通 9 科目 18 単位 課題実践研究 I 1 単位						専門 5 科目 10 単位 課題実践研究 II 1 単位 教師力向上実習 I 3 単位					
			自由科目 ※											
2 年		課題実践研究 III 1 単位 教師力向上実習 II 2 単位						課題実践研究 IV 1 単位 教師力向上実習 III 5 単位						
		自由科目 ※												

※1. その他自由科目を 4 単位履修する必要あり。

2. 「地域課題に関する体験プログラム開発」は、1 年前期の「集中」とする。

なお、各コース別の履修モデルは資料に示す。〈資料 9〉

6. 教育課程連携協議会について

教育課程連携協議会の担うべき役割については、「愛知教育大学教職大学院運営協議会」が担う。委員の任期は1年で、構成員は下記の一覧のとおりであり、半数以上を学外者で構成している。会議は年1回以上開催することとし、審議事項は教育研究及び組織運営の企画・構想に関する事項、教育研究及び組織運営の実施に関する事項、教育研究及び組織運営の点検・評価に関する事項、教育研究及び組織運営の改善・充実に関する事項とする。学校現場を取り巻く状況を踏まえて授業科目の検討を行うとともに、学生からの授業アンケートや実習現場の声を基に評価を行う。

区 分	本学が指定する構成員
学長又は当該専門職大学院に置かれる研究科の長が指名する教員その他の職員（5名）	研究科長 学長が指名した理事 学長が指名した学系長 専攻代表 専攻副代表
当該専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者（7名）	愛知県教育委員会教職員課主幹＊ 愛知県教育委員会義務教育課主幹＊ 名古屋市教育委員会教職員課首席管理主事＊ 愛知県総合教育センター研修部長＊ 名古屋市教育センター研修部長＊ 現職教員学生現任校校長代表 専門職大学院設置基準第31条に規定する連携協力校校長代表
地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者	＊教職大学院であることから、当該専門職大学院の課程に係る職業についている者とは教員であり、当該職業に関連する事業として教育委員会となり、その職員は地方国教団体の職員であることから専門職大学院設置基準上の第6条第3項に掲げる者は第6条第2項に掲げる者と5名が同一である。
当該専門職大学院を置く大学の教員その他の職員以外の者であって学長等が必要と認める者	その他、学長が必要と認めた者として、状況に応じ指名することができる。

7. 施設・設備等の整備計画

(1) 校地、運動場の整備計画

新たに設置される大学院教育学研究科の本専攻については、愛知教育大学教育学部と同じ刈谷キャンパス内に設定されるため、既存で整備された教育・研究環境が全て利用可能であり、大学設置基準に定める基準を満たした教育にふさわしい環境が整っている。

(2) 校舎等施設の整備計画

本学では、2014年10月に新設された教育未来館を教職大学院及び後期3年博士課程の自習室、講義室として活用している。自習室2室（116㎡、185㎡、常設パソコン9台）とロッカー室（23㎡、120名分）は教職大学院の専用としている。講義室については、後期3年博士課程との共用であるが、博士課程は土日開講であるために平日は教職大学院において終日利用可能である。教育未来館には、電子黒板6台が設置され、各講義室にはすべてプロジェクター、スクリーンなどが整備されている。

2018年の教育学部の新課程改組及び2019年の第一人文棟の改修を機に、人文社会系教員養成分野の教員研究室（教職大学院教員研究室も含む）及び演習室は第一人文棟へ、心理分野の教員研究室及び演習

室は人文情報棟へ集約した。この再配置により大学院自習室や演習室と教員研究室が近くなり、必要な教育支援を受けやすい体制となっている。

(3) 図書等の資料及び図書館の整備計画

附属図書館については、2017年10月にリニューアルし、2階が動のエリア、3階が静のエリアとして整備された。2階は学生がディスカッションしながら学び合えるグループ学習スペースとなっているほか、実習前の学生が授業の練習に使える模擬授業ルーム等も備えられている。3階には図書が集中して配架され、蔵書数は623,802冊(29年度末現在)となっている。また、教育学研究科の学生が活用頻度の高い雑誌23冊や小中学校で使用されている教科書や指導書等については、大学院自習室にも配架し、教育研究活動時の利便性を高めている。

8. 基礎となる学部との関係

(1) 基礎となる学部の特色

教育学部は、2017年度入学生より「教員養成課程」（定員745名）と「教育支援専門職養成課程」（定員130名）の2つの課程に改組した。両課程共通の特色のある科目として、「教師教養科目」を位置付けた。「教師教養科目」は、「現代的課題対応科目」（4科目8単位）と「実践力育成科目」（6科目4単位）からなる。〈資料10〉

「現代的課題対応科目」（全学必修科目）は、教育関係の職業に携わる上で、身に付けておかねばならない資質・能力等を身に付けることを目的とした科目で、「特別支援教育基礎」、「発達障害のある児童生徒理解基礎」、「外国人児童生徒支援教育」、「危機管理」である。

「実践力育成科目」は、学校現場などでの諸活動を通して、多様な子どもたちの生活環境に直接触れたり、教師としての感性を磨いたりすることで、実践的な指導力を育成することを目的とした科目で、「学校サポート活動入門」（1学年必修科目）、「学校サポート活動Ⅰ」（2学年必修科目）、「学校サポート活動Ⅱ」、「自然体験活動」、「多文化体験活動」、「企業体験活動」（以上は、3・4学年で1科目選択必修科目）である。

以上のような1・2学年を中心とした「教師教養科目」と2・3年生を中心とした「教職科目」、「教科教育科目」、「教育実習」等に関わらせながら、実践力の育成を図ってきた。

(2) 学部との関係性

学部で培った実践力等を基礎として、それらとの「一貫性」、「系統性」を図りながら、大学院では、「高度化推進」、「実践力向上」、「地域貢献力育成」の3つの視点を重視して、例えば以下のような科目で、教育課程を構成する。〈資料11〉

「高度化推進」においては、研究者教員と実務家教員のT・Tで担当し、「カリキュラムのデザインと評価」（必修）、「アクティブ・ラーニングの授業と学習評価」（必修）など探究的アプローチによる高度専門能力を育てる科目を置く。

「実践力向上」においては、教科教育学を専門とする教員や実務家教員を中核として担当し、学校における実習10単位（必修）に加え、他大学からの進学者等の実践力を高める選択実習「教師力向上基礎実習」（選択）を置く。

「地域貢献力育成」においては、研究者教員と実務家教員のT・Tで担当し、「地域教育課題に関する体験プログラム開発」（必修）、「次世代の教育課題と地域創生」（コース共通・必修）など地域とともにある学校づくりの実現に向けた貢献力を育てる科目を置く。

9. 入学者選抜の概要

(1) アドミッションポリシー

教職大学院のアドミッションポリシーは次のとおりである。

愛知教育大学は、広域の拠点的役割を果たす教育大学として、人間理解と真理探究に努め、教育が直面する現代的課題への対応力を有し、子どもたちの未来を拓くことができる豊かな人間性と確かな実践力を身に付けた専門職業人の養成を使命としています。

「教育実践高度化専攻」（教職大学院）では、確かな指導理論と実践力・応用力を備え、学校教育の場で指導的役割を果たし得る教員の育成を目指します。本専攻では、学士課程や教育現場で培った能力に加え、教員への強い志を持った、次のような人を求めています。

- ◎子どもの成長・発達に喜びを感じられる教員を目指す強い意志と情熱を持つ人
- ◎教科指導・学級経営等に関する確かな基礎知識を有し、教育実践や学級・学校経営に活用できる理論を導き出すことに興味関心を持つ人
- ◎自分の行為を振り返り、問題を発見し、その解決に向けて工夫できる人

(2) 入学者選抜の基本方針

「教育実践高度化専攻」（教職大学院）では、学部直進者を対象とした推薦選抜、連携大学特別選抜と一般選抜、現職教員などの社会人を対象とした入学者選抜を行う。一般選抜においては、学校教育の場で指導的役割を果たし得る教員になるにふさわしい知識、技能、適性、資質、意欲、態度を学力検査、小論文、研究計画、プレゼンテーションではかり、総合的に評価する。また、現職教員などの社会人を対象とした選抜においては、学力検査は課さず、小論文、研究計画、プレゼンテーションにより総合的に評価する。

(3) 入学資格及び修学環境

「教育実践高度化専攻」（教職大学院）は、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・養護教諭のいずれか的一种免許状を取得している者とする。したがって、この専攻でいう「社会人」とは、一種免許状を取得している現職教員及び一種免許状を有し出願時に大学に籍を置いていない者とする。

また、「教育実践高度化専攻」には、「附属学校教員特別プログラム」を置く。これは、「有識者会議」の報告において、「各大学は、附属学校の教員が教職大学院に入学して資質・能力を高めることや、附属学校の教員が教職大学院の教員を兼務すること、附属学校の実践を恒常的に教職大学院の教材として取り入れることなど、教職大学院と附属学校の連携強化を進める」と受けての設置である。具体的には、附属学校教員が教職大学院に修学しやすい環境を整備するために、附属学校での研修・実践研究活動を単位認定するとともに、TV会議システムなどを活用し在勤のまま、長期履修制度なども活用し修了できるカリキュラムを設定する。

さらに、教育委員会派遣の現職教員には、2008年度の開設以来、火曜日と金曜日の週2日のみを授業日としていた。「現職派遣教員の負担が大きい」等の認証評価での指摘を受け、1年間は勤務校を休業して修学できる制度を愛知県教育委員会及び名古屋市教育委員会と合意済みである。教育委員会派遣の現職教員は、1年目で実習以外のほとんどの単位が修得できるカリキュラムを設定し、2年目は勤務校に指導教員が出向き、実習や実践研究報告書の作成ができる修学環境を整える。

また、教育委員会派遣によらない社会人には、土日や夜間に受講可能な環境や長期履修制度などの修学環境を整える。

10. 取得可能な資格

(1) 「教育実践高度化専攻（教職大学院）」において取得できる教員免許状

それぞれの学生が所有している免許状を基礎とし、以下に示す専修免許状の取得が可能である。なお、他校種の1種免許状を所有している場合に限り、学部で開講する授業科目を小・中学校免許取得プログラムにより小・中学校教員免許取得に必要な単位を取得することで、小・中学校教諭専修免許も取得が可能となる。

- ・幼稚園教諭専修免許状
- ・小学校教諭専修免許状
- ・中学校教諭専修免許状
(国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 保健, 技術, 家庭, 職業, 職業指導, 英語, ドイツ語, フランス語, 宗教)
- ・高等学校教諭専修免許状
(国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 工芸, 書道, 保健体育, 保健, 看護, 家庭, 情報, 農業, 工業, 商業, 水産, 福祉, 商船, 職業指導, 英語, ドイツ語, フランス語, 宗教)
- ・特別支援学校教諭専修免許状
(視覚, 聴覚, 知的, 肢体, 病弱)
- ・養護教諭専修免許状

11. 「大学院設置基準」第2条の2, 第14条による教育方法の実施

大学院設置基準第14条の規定にしたがい、現職教員に対し、その身分を持ったまま入学し修了する教育方法を実施する。

(1) 標準修業年限

標準修業年限は2年とする。ただし、長期履修制度を活用する場合はこの限りでない。

(2) 授業方法及び研究指導の方法

平日の昼夜開講授業、土日及び長期休暇中に実施される集中講義で履修する。研究指導の方法としては、学生の事情に配慮した時間に実施し、附属図書館等を活用して、適切な指導を行う。学生は、1年目は講義に集中し、2年目は週に1回程度、大学において教職大学院では、実践研究報告書の作成について、修士課程では、修士論文の作成について、研究指導を受ける。

(3) 長期履修制度

現職教員、社会人や家庭の事情により昼間開講の受講だけでは修了が困難な者については夜間、土日や長期休暇中に開講される科目の履修であっても、3年または4年をかけて、単位が修得できるよう制度設計、時間割設定を行う。その場合の1年間の授業料の算出は、次のとおりとする。

定められた金額 × 標準修業年限 (2年) ÷ 許可された修業年限

(4) 教員の負担の程度

夜間開講は21時30分までとして、深夜に及ばないよう配慮する。土日開講の担当者には振替休日の対応をとる。また、学部授業も担当することから過度な負担にならないよう、年間の上限コマ数を設定し配慮する。

(5) 図書館等・情報処理施設等の利用方法や学習の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

大学キャンパスの附属図書館の開館時間は、平日は9時から22時まで、土日は11時から17時まで利用可能である。学生は図書館内の情報機器の利用により、文献の検索等が行え、必要に応じ複写機も利用できる。大学院生のための自習室も設置しており、常時利用が可能である。履修登録期間や修士論文の受付期間については、勤務時間の割振により、大学院窓口の夜間開講対応を行う。

(6) 入学者選抜の概要

大学院設置基準第14条による入学定員は、それぞれの課程の入学定員に含まれるものとする。教職大学院は120名、修士課程は30名である。また、教職大学院の選抜方法は通常の現職教員と同じものとする。

12. 社会人を対象とした大学院教育の一部を本校以外の場所（サテライトキャンパス）で実施する場合

本学の教職大学院では、附属学校教員を対象にした特別履修プログラムを新たに開設予定であり、附属学校教員が学校現場で日々行っている実践研究活動を中心とする授業の開講やTV会議システムの利用により、通学せずに修了できる学修環境を整えることとしている。

こうした修学を可能とするため、テレビ会議システムが導入されている名古屋キャンパスの名古屋小学校、岡崎キャンパスの岡崎小学校を活用して授業を行うこととする。

なお、このサテライトの利用者の中心は、附属学校教員であるため、両校とも10名程度の利用者を想定している。開講時間は、勤務終了後の5・6限や集中講義での利用とする。サテライト会場での5・6限の講義は、テレビ会議システムを中心とするが、教員が両校に移動する場合、車による所要時間は1限相当（90分以内）で移動可能である。

13. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合

附属学校教員が通学せずに履修できるよう全ての科目をサテライトキャンパスで実施した場合、大学教員の負担増加と大学で講義を受講する者とサテライトで講義を受講する附属学校教員の間での討論の機会の提供が課題となる。よって共通科目の一部など直進学生と附属学校教員の間での相互演習が有意義と認められる科目等において遠隔講義システムとなるTV会議システムの利用により講義を行う。

なお、本学は静岡大学との共同大学院博士課程の講義において2012年以来、テレビ会議システムを使った遠隔講義システムによる授業を実施しており、テレビ会議システムの運用実績は十分にある。また名古屋小学校・岡崎小学校とも、会議等での使用や大学の講演の配信などを日常的に行っている。

授業用の資料等はインターネットで先に送付し、学生が閲覧や予習をできるようにする。サテライトの名古屋小学校、岡崎小学校の3方向を繋ぐことが可能で映像や音声はリアルタイムに配信され、高画質かつ高音質であり、対面式の講義と遜色のない授業展開が可能である。

14. 管理運営

(1) 教授会

教授会は、愛知教育大学教授会規程第3条に定める教学事項を審議するため、学長、副学長、教授、准教授、専任講師、助教、助手及び事務局長を構成員として、毎月1回程度定例で開催する。

(2) 教職大学院の管理運営体制

教育学研究科教育実践高度化専攻においては、学校現場の実態や変化等に柔軟に対応できるよう、本学の専攻教員に加え、教育委員会や連携協力校の関係者を構成員とする教職大学院運営協議会を設置する。また専門職大学院として一定の独立した組織として円滑に教学事項等を検討するために、教育学実践高度化専攻会議を設け、カリキュラムや授業運営、FD、実習、入試・広報の各事項について審議するものし、専攻会議にて決定した事項は関連する各種委員会へ提案及び報告することとする。専攻会議は「みなし専任教員」も構成員とする。なお、大学院教育学研究科教育実践高度化専攻に係る教学事務は教務課大学院係が、庶務に関する事務は学術研究支援課教育系担当がそれぞれあたることとする。

〈資料12〉

15. 自己点検・評価

本学では、国立大学法人愛知教育大学評価に関する規程第4条に基づき、自己点検評価を毎年度実施するものとしている。評価にあたっては、学長、理事、副学長等で組織する国立大学法人愛知教育大学評価委員会が統括し、国立大学法人愛知教育大学自己点検評価専門委員会が(1)自己点検評価の企画・立案及び実施に関すること、(2)自己点検評価の根拠資料・データ収集、調査・分析に関すること、(3)自己点検評価の報告書等の作成に関すること等の審議にあたる。自己点検評価専門委員会には業務運営部門及び教育研究部門を置き、それぞれ次の事項を点検評価する。

業務運営部門：●大学の使命・目的 ●管理運営体制、大学教員 ●教育支援者の構成
●附属学校 ●財務状況 ●自己点検評価及び教育情報の公表 ●危機管理

教育研究部門：●教育活動 ●研究活動 ●地域連携・社会貢献 ●国際交流
●附属施設の概要

自己点検の結果の活用については、外部評価の基礎資料とするほかに、本学の諸活動の改善及び活性化に役立てるとともに、次期計画の策定に反映させるものとする。なお、自己点検評価をはじめとする大学評価については、ホームページ上で公表をしている。

<https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/corporative/hyoka.html>

16. 認証評価

(1) 認証評価を受ける計画等の全体像

本学、教育学研究科教育実践高度化専攻の改組前の母体となる教育実践研究科教職実践専攻は、2010年度及び2015年度に教員養成評価機構から教職大学院としての認証評価を受けているため、今回の認証評価を2020年度に受けるべく以下のとおり計画している。

2019年10月：認証評価申請

2019年12月：予算要求等

2020年1月～：専門委員会を構成し、自己評価書を作成→提出

2020年7月～：訪問調査対応準備→実施

2021年1月～：評価結果原案→意見申立

2021年3月：評価結果認定

なお、大学全体としての認証評価については、2021年度に大学改革支援・学位授与機構を評価機関として認証評価を受ける。

（２）認証評価を受けるための準備状況

大学評価に係る企画・立案及び点検・評価の実施に関する業務は、国立大学法人愛知教育大学評価委員会が統括することとしており、認証評価にあたっては評価委員会の下に教職大学院認証評価専門委員会を構成し、自己評価書の作成等にあたる。評価機関である教員養成評価機構とは2019年度の説明会後に具体的な協議に入る予定である。

（３）認証評価を確実に受けることの証明

本学からの申請に基づき、教員養成評価機構を実施する旨の通知を受けている。〈資料13〉

17. 情報の公表

本学では、学校教育法施行規則第172条の2の規定に基づき、公表すべき教育研究活動等の状況について、ホームページに掲載している。

【教育情報の公開】

ア 大学の教育研究上の目的に関すること

イ 教育研究上の基本組織に関すること

ウ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

エ 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

オ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

カ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

キ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

ク 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

ケ 大学が行う学生の学修、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/edu_info.html

【3ポリシーの紹介】

<https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/outline/policy.html>

【本学規程集】

<https://www.aue-kitei.jp/doc/auekitei/index.html>

【設置計画の概要等】

https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/sechi_keikaku.html

【大学評価】

<https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/corporative/hyoka.html>

18. 教育内容等の改善のための組織的な研修等

教員養成の分野において、学校教育の抱える課題の複雑・多様化する中で、諸課題に対応しうる高度な専門性と豊かな人間性・社会性を備えた力量ある教員が求められている。教職大学院は、実践的な指導力・展開力を備え、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員の養成、地域や学校において指導的役割を果たし得る教員等として不可欠な確かな指導理論と優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダーの養成を主な目的としている。これらの目的を達成するためには、担当教員が絶えず資質能力の維持向上に向けた組織的な取組を行う必要がある。そこで、本学では、教員のキャリア開発とそれによる学生への教育方法の改善を図るため、教職キャリアセンター・FD部門が中心となり、現代的教育課題に対応するための職能開発や学習支援のための仕組みをつくり、教員養成に携わる大学教員に対して、教員養成の担い手としての資質や意識の向上に資するFD活動を組織的に実施している。具体的な取組は以下のとおりである。

【FD講演会・集会】

教職員の参加を原則義務付け、アクティブ・ラーニング、カリキュラム・マネジメント、ICT活用などの授業改善に必要な知識・技能を習得させるため、外部講師等を招いた講演や学内講師による実技講習会等を定期的実施する。

【授業公開】

指導の教育効果を向上させるため、定期的な授業公開による相互参観と参観後の教員間アンケートを実施し、その結果に基づき授業改善に関する協議検討会を行う。

【授業アンケート】

各学期末に受講学生に対して授業アンケートを実施し、授業担当教員にその結果を配付し、担当教員はそれに基づき自己評価書提出による評価改善を行うとともに、集約結果を教員間で共有して、教育内容の改善のための資料としている。

【フォローアップ研修会】

教職大学院設置時から修了生へのフォローアップとして、毎年度「フォローアップ研修会」を開催しており、これを発展させる形で2016年度よりホームカミングデーの一環として、各専攻・領域で、「学びの交流会」を実施している。修了生と教員・大学院生が最新の教育情報等意見交換することにより、修了生及び教育現場と大学教育が相互に改善する機会を設けている。

今回、教職大学院の入学定員を50名から120名に増加することに伴い、十分な学生指導体制を図るため、担当教員の増員を行う。その際、本学教職大学院に求められる責務を適切に果たすことを目的として、担当教員の資質能力を担保し、高い教育水準を維持するため、「教職大学院担当者の業績審査に関する申し合わせ」を定め、担当教員の審査を行うこととしている。審査基準は単に活字業績だけでなく、学校現場等における実践経験・業績も加味したものとなっている。

教職大学院（連携協力校等との連携・実習について）

1. 連携協力校等との連携

連携協力校とのコーディネート等については、愛知県及び名古屋市教育委員会からの人事交流による実務家教員2人が担当し、愛知県及び名古屋市における校長経験者である3人の特任教員がこれを補完し、充実した連携を担保している。さらに、連携協力校・現任校実習等の手引きや実習実施要項を配付し、各実習前には学生の指導教員が各学校を訪問して説明及び打合せを行っている。

なお、連携協力校から当教職大学院の教員が校内研修等の講師として依頼される場合については研究協力と位置付けて、講師謝金や交通費は不要としている。

また、当教職大学院の実習は、教員免許状を有する者の実習であり、学校現場の課題を研究対象とすることにより、連携協力校の教育活動に寄与することが期待される。

そのため、学部直進者の実習については、愛知県内の連携協力校を中心に実施することとしている。

2008年の教職大学院設置時から連携協力体制が確立され、現在は、犬山市・春日井市・刈谷市・江南市・豊田市・扶桑町・西尾市の7市町の全小中学校（251校）と個別に学校単位で連携協定を締結している以下の26市町村81校の計332校が連携協力校となっている。

区分	学校名	
名古屋	小	名古屋市立平和小学校
	小	名古屋市立杉村小学校
	小	名古屋市立明倫小学校
	中	名古屋市立笈瀬中学校
	中	名古屋市立丸の内中学校
	中	名古屋市立前津中学校
小学校	3校	6校
中学校	3校	
尾張	小	一宮市立貴船小学校
	小	一宮市立大和東小学校
	中	一宮市立今伊勢中学校
	小	瀬戸市立水南小学校
	小	瀬戸市立東山小学校
	小	小牧市立米野小学校
	中	小牧市立味岡中学校
	小	岩倉市立岩倉北小学校
	小	岩倉市立岩倉南小学校
	小	岩倉市立五条川小学校
	中	豊明市立沓掛中学校
	小	日進市立西小学校
	小	日進市立東小学校
	小	日進市立梨の木小学校
小	北名古屋市立師勝小学校	
中	北名古屋市立師勝中学校	
小学校	12校	17校
中学校	5校	
海部	小	愛西市立永和小学校
	小	弥富市立弥生小学校
	小	あま市立美和小学校
	小	あま市立甚目寺小学校
	中	あま市立甚目寺中学校
	小	蟹江町立蟹江小学校
中	蟹江町立蟹江中学校	
小学校	5校	7校
中学校	2校	

区分	学校名	
知多	小	常滑市立鬼崎南小学校
	中	常滑市立青海中学校
	小	東海市立大田小学校
	小	東海市立横須賀小学校
	中	東海市立名和中学校
	小	大府市立大府小学校
	小	大府市立共長小学校
	中	大府市立大府中学校
小学校	5校	8校
中学校	3校	
西三河	小	岡崎市立美合小学校
	小	岡崎市立六名小学校
	中	岡崎市立葵中学校
	中	岡崎市立常磐中学校
	小	みよし市立北部小学校
	小	みよし市立三吉小学校
	小	みよし市立黒笹小学校
	中	みよし市立三好中学校
	中	みよし市立北中学校
	中	みよし市立三好丘中学校
	小	安城市立安城中部小学校
	小	安城市立梨の里小学校
	中	安城市立安城南中学校
	中	安城市立東山中学校
	小	知立市立猿渡小学校
	小	知立市立知立西小学校
	中	知立市立知立中学校
中	知立市立竜北中学校	
中	知立市立知立南中学校	
小学校	17校	30校
中学校	13校	

区分	学校名	
東三河	小	豊橋市立東田小学校
	小	豊橋市立松葉小学校
	小	豊橋市立大村小学校
	小	豊橋市立向山小学校
	中	豊橋市立豊岡中学校
	中	豊橋市立青陵中学校
	中	豊橋市立吉田方中学校
	小	豊川市立豊川小学校
	中	豊川市立音羽中学校
	中	豊川市立御津中学校
	小	蒲郡市立三谷東小学校
	中	蒲郡市立西浦中学校
	小	新城市立新城小学校
小学校	7校	13校
中学校	6校	

さらに、本学附属学校との連携として、附属学校教員2名を特任准教授、校長4名を特任教授として採用し、授業を担当している。

「教職大学院サポート・オフィス」の設置

事務局の下に、連携協力校の情報管理、実習に係わる連絡・調整、協力依頼への対応を業務とし、常時事務職員を配置し、教職大学院から実務家教員を中心に担当教員を兼任で配置する。

「学校実習運営会議」の設置

大学院研究科会議の下に、学校関係実務家教員と学校実習ごとの担当者とによって構成する。実習の年間計画、実習要件の判定、連携協力校との調整、訪問計画、実習の評価などに審議する。

「連携協力校連絡会議」

学校における実習に関する調整、検討・改善することを主たる目的とし、年間定例として3回以上開催する。

2. 実習の具体的計画

(1) 学校実習の概要

1) 現職教員対象

現職教員の学校実習においては、現任校において4科目10単位の实習を設定する。〈資料14〉

これまでの教職キャリアを省察し、現任校の教育実践の課題を探索する中で自己の研究テーマを設定し、理論を基に、課題解決のための計画を立て、実践に取り組む。まず、1年次前期の学修を生かして、1年次秋に現勤務校にて試行的課題実践に取り組む。ここで得た課題を省察し、2年次前期において現勤務校にて課題実践に取り組む、その成果を実践研究報告書としてまとめていく。

また、特別課題として2年次前期に若手教員の育成、後期に校内研修・研究の推進に関する実習を通して、自らの実践を相対化し、応用力を更に高めるとともに、自らの実践知を理論と融合させることによって、専門性、資質能力、指導力の向上を図りミドルリーダーの育成を目指すものである。

2) 学部直進者対象

学部直進者には、実践的指導力と教育課題解決力の育成に向けて、同一の連携協力校において連続的に2年間取り組むことができるよう必修3科目10単位と選択1科目2単位を設定する。〈資料14〉

まず、学部教育や共通科目での学びを基に試行的実践を通して課題を見出す段階、次に継続的な学校教育活動に参加することにより学校や児童生徒、地域等の実態を踏まえ、課題を見直しのテーマを把握する段階、そして継続的に学校教育への参加・実践に取り組むことで自身の実践的指導力の向上とともに課題をより明確で実践的なものへと深化とさせる段階、最後に実践と理論に基づいた実践への取組を通して、自身の実践的指導力の充実を図るとともに、実践研究の成果と課題を総合的に捉える段階である。

(2) 実習指導体制と方法

1) 指導に当たる教員の力量について ※注【 】は、学校訪問指導における教員に必要な力量

- ①連携協力校における学生の状態について、担当教員や管理職などから聞き取ることで、学生指導に活かす。【調整力】【学生指導力】
- ②実習の目的を目指す上で障害になる事項を見出し、学生、連携協力校、大学間で調整を行う。
【調整力】
- ③学生が参観、参加、実践する授業や活動を参観し、学校実習の目的である教師としての「実践的指導力」の向上に応じた取組となっているかを把握した上で、事後指導によって直接学生に指導する。
【実務的指導力】【学生指導力】
- ④学生が参観、参加、実践する授業や活動を参観し、学校実習の目的である研究的視点での「教育課題解決力」の向上に応じた取組となっているかを把握した上で、事後指導によって直接学生に指導する。【研究的指導力】【学生指導力】

- ⑤訪問指導で知り得た情報について、教員間、研究科内で共有し、今後の実習の在り方へ活かす。
【調整力】

2) 指導チームにおける指導教員としての力量に応じた関わり方

以下の3点を考慮して、学生に対するチームを組み、それぞれの力量に応じたバランスで関わる必要がある。

(教科教育研究者、内容学研究者、実務家研究者、実務家 [交流・特任・コーディネーター])

ア 研究者の教員に求められる力量は1) ④の「教育課題解決力」に関わる研究を進める上での手法や、それらの分野にたけた知識等の研究的指導力。

イ 実務家教員に求められる力量は1) ③「実践的指導力」に関わる教師としての視点や、学校内における教員・子ども・地域などへの関わり方など、教師を育てる実務的指導力。

ウ 1) ①・②・⑤については、社会人として必要な指導力、調整力。

(※1) ①・②学校における経験・人間関係があるという面で、実務家が優位)

例)	実務家研究者	→	すべて一人で可能
	実務家	→	1) ④で大きく研究者の支援が必要
	教科教育研究者	→	1) ③でやや実務家の支援が必要
	内容学研究者	→	1) ①・②・③で大きく実務家の支援が必要

3) 訪問指導の基本的な流れ (100~160分程度)

- ・ 訪問日時を学生・連携協力校と調整し、事前に訪問の旨を連携協力校に知らせる。
- ・ 訪問の始めに、管理職や直接指導にあたる教員にお礼と挨拶をする。(数分)
- ・ 訪問の始め、または終わりに①1)・2)について校長先生(不在なら教頭、教務主任)と面談する。(15~40分)
- ・ 授業・活動を参観する。(40~50分)
- ・ 事後、別室で学生に指導する。(30~60分)
- ※ 必要に応じて関係教員との事後検討会に参加する。
- ・ 訪問を終える前に、本日得た学生の学びの概要、今後の日程等を確認し、挨拶をする。(数分)

4) 学校実習ごとの訪問の在り方

① 教師力向上実習 ※学部直進者のための学校実習

<教師力向上実習基礎、教師力向上実習Ⅰ> (毎週木曜日のみ)

【訪問回数】 月1回程度合計3回以上の訪問

【指導形態】 日々の学びが実践的指導力に大きく関わるが、課題発見という意味で、研究者も子どもの実態や学校の様子を見る必要があり、指導者チームで3回のため、実務家1回、研究者1回、コーディネーター1回や、どこかを2名で訪問するなど、チームの力量に応じて対応

<教師力向上実習Ⅱ>

【訪問回数】 事前挨拶も含めて3回以上の訪問

【指導形態】 日々の学びが実践的指導力に関わるが、課題解決という意味で、研究者も学校に関わる必要があり、指導者チームで3回のため、実務家1回、研究者1回、コーディネーター1回や、どこかを2名で訪問するなど、チームの力量に応じて対応

<教師力向上実習Ⅲ>

【訪問回数】 事前挨拶も含めて4回以上の訪問

【指導形態】 日々の学びが実践的指導力に関わるが、本格的な課題解決という意味で、研究者が多く学校に関わる必要があり、指導者チームで4回のため、実務家1または2回、研究者2または1回、コーディネーター1回や、どこかを2名で訪問するなど、チームの力量に応じて対応

② 課題実践実習 現職教員のための学校実習

＜課題実践実習A＞（免除対象）

【訪問回数】 1回程度の訪問

【指導形態】 日々の学びが若手育成であり、実践的指導力に大きく関わるため実務家教員が中心に指導

＜課題実践実習B＞（免除対象）

【訪問回数】 1回程度の訪問

【指導形態】 日々の学びが校内研修・研究であり、実践的指導力に大きく関わるため実務家教員が中心に指導

＜課題実践実習C＞

【訪問回数】 2回程度の訪問

【指導形態】 日々の学びが教育課題解決力に大きく関わるため研究者教員が中心に指導

＜課題実践実習＞（免除対象）

【訪問回数】 6回程度の訪問

【指導形態】 日々の学びが教育課題解決力に関わるが、学校における本格的な課題解決という意味で、実務家も学校に関わる必要があり、指導者チームで6回のため、課題内容により決定する主査4と副査2などチームに応じて対応